

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

- ◇訓 令 鳥取県家畜保健衛生所処務規程の一部を改正する訓令
- ◇告 示 保安林の解除予定
- ◇選管告示 政党、協会その他の団体の収支に関する報告書の要旨
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集

訓 令

鳥取県家畜保健衛生所処務規程の一部を改正する訓令
を次のとおり定める。

昭和三十九年十月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県訓令第十四号

鳥取県家畜保健衛生所処務規程の一部を
改正する訓令

鳥取県家畜保健衛生所処務規程（昭和二十六年九月鳥
取県訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号
を加える。

- 四 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六
号）第五条第一項第二号の証明書の発行に関するこ
と。

附 則

この訓令は、昭和三十九年十月二十三日から施行する。

告 示

鳥取県告示第五百九十四号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（
昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定によ
り告示する。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条及びこれを準用する同法第十八条の規定による政党、教会その他の団体の収支に関する報告書の要旨を、同法第二十条の規定により、次のとおり公表する。

昭和三十九年十月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

- 昭和三十九年十月二十三日
鳥取県知事 石 破 二 朗
- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
岩美郡福部村大字湯山字高浜二一六四—四四九
(次の図に示す部分に限る。)
 - 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
 - 三 解除の理由
道路敷地とするため
〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林部
林務課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

政党、協会その他の団体の収支に関する報告書要旨

- 1 (1) 種 類 政治資金規正法第12条及びこれを準用する第18条の規定による報告書
- (2) 期 間 昭和38年7月1日から
昭和38年12月31日まで
- (3) 報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入の総額 円	一件千円以上の寄附		一件五百円以上の寄附		支出の総額 円	一件千円以上の支出		一件五百円以上の支出 円	報告書受理年月日
		件数	総額	件数	総額		件数	総額		
青 桐 会	6,000	2	6,000	—	—	4,900	2	4,000	900	39.10.1

(4) 主たる寄附者及び支出

一 寄 附 者	寄附の総額	件数	寄附者の氏名又は団体名	職 業	住所又は主たる事業所の所在地
政党、協会その他の団体名	3,000円	1	井上 万吉男	農 業	米子市東福原
青 桐 会	3,000円	1	福浦 満太郎	木 材 業	角盤町4の54
二 支 出	支出の総額		件数	支出の目的	
政党、協会その他の団体名	1,500円		1	会場借上費	
青 桐 会	2,500円		1	通信運搬費	
青 桐 会	900円		1	印刷製本費	

2. (1) 種 類 政治資金規正法第12条及びこれを準用する第18条の規定による報告書
- (2) 期 間 昭和39年1月1日から
昭和39年6月30日まで

(3) 報告書の要旨

種 別	件数	総額	一件千円以上の収入の額		一件千円以上の寄附額		一件五百円以上の寄附額		支出の総額	一件千円以上の支出額		一件五百円以上の支出額		報告書受理年月日
			件数	総額	件数	総額	件数	総額		件数	総額	件数	総額	
政党、協会その他の団体名														
寄附及び収入又は寄附の総額														
														39.10.1

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十九年十月二十三日

鳥取県教育委員会委員長 荻原治郎

一日 時 昭和三十九年十月二十七日午前十時三十分

二 場 所 鳥取市東町 県教育委員会委員室

三 議 題 1 昭和三十九年度教育表彰について

2 その他

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥取県印刷所
 印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町 鳥取県印刷所 (送配共)
 郵政 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥取県印刷所 (定価)